

役員報酬及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第19条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、名目の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事が、本会の職務遂行のための会議等に出席したときは、報酬を支給する。

2. 前項の報酬の額は、別表に定める。
3. 前項の他、費用弁償として旅費規程に基づく額を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が、本会の監事の職務を遂行したときは、報酬を支給する。

2. 前項の報酬の額は、別表に定める。
3. 前項の他、費用弁償として旅費規程に基づく額を支給する。

(出張の報酬)

第5条 役員が職務遂行のため県内又は県外に出張したときは、報酬を支給する。

2. 前項の報酬の額は、別表に定める。
3. 宿泊が伴う場合、前日又は翌日の往路又は帰路に要した日を業務に携わった日とし、報酬の支給該当日数に算入する。

(支給方法)

第6条 第3条、第4条及び第5条に定める報酬は、原則その都度、現金により支給する。

2. 報酬額は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除し支給する。

(支給の特例)

第7条 役員が、第3条に定める会議等又は第4条に定める監事の職務を遂行した日の同一の日に、第5条に定める出張をした場合には、第3条及び第4条の報酬は支給しない。

(支給の上限)

第8条 役員に対する報酬は、総会において別途定める報酬総額の上限額を超えて支給することはできない。

(公 表)

第 9 条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し、理事について必要な事項は理事会が別に定め、監事について必要な事項は監事の協議により別に定める。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 28 年 5 月 27 日一部改定（別表「役員報酬日額表」）、同日施行
3. 令和 4 年 5 月 27 日 一部改定（別表「役員報酬日額表」）、同日施行

別表（役員報酬日額表）

理事		監事	
		員内 (会員の内から選出)	員外 (公認会計士又は税理士等)
第 3 条・4 条	5,000 円	5,000 円	30,000 円
第 5 条	県内	5,000 円	30,000 円
	県外	8,000 円	30,000 円
備考			
1. 報酬額は、一日あたりの額であり、同一日に複数の会議に出席した場合もこの額を上限とする。			
2. 支払報酬日額は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を差し引いた金額とする。			